

労働組合法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年4月24日  
厚生労働省  
労働基準局労働関係法課

労働組合法施行令の一部を改正する政令案について、令和8年1月27日（火）から同年2月25日（水）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	労働委員会の公示送達をインターネットで行えるようにする本改正案に賛成します。物理的な掲示場に行かなければ確認できない従来のアナログ規制は時代遅れであり、デジタル原則に基づき撤廃されるべきです。ただし、単にHPの深層にPDFを置くだけでは不十分です。誰でも容易にアクセスできる検索性の確保や、掲示期間のログ管理など、デジタルならではの利便性と透明性を担保したシステム実装を要望します。	本案に賛成の御意見として承ります。 また、情報通信技術を用いた公示送達に関する御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。